

(別冊)

第二次福島県食育推進計画の評価と課題

平成27年3月

福島県

第二次福島県食育推進計画の評価と課題

平成22年度から平成26年度までの5年間の計画期間とする「第二次福島県食育推進計画」につきましては、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の被害やそれに伴う原発事故の影響等により、食育活動も休止や自粛する時期がありました。

このため、福島県の「食」に対する新たな課題が生じる中で、関係機関・関係者が一歩ずつ確実に課題に取り組んでまいりました。

「食育」に対しては、これからの福島県の復興に向けた新たな役割も求められていることから、今回「第二次福島県食育推進計画」の評価を行い、この結果を「第三次福島県食育推進計画」に繋げてまいります。

■ 1 代表指標の評価について

(1) 達成度の判定基準

施策の成果や達成度を確認するため、第二次計画に9項目の代表指標を設定しました。これらの代表指標の達成状況を下記により評価しました。

達成度の判定	◎	「現状値」が「目標値」を達成した場合
	○	「目標値」は達成しないが、「策定時値」より前進した場合
	△	「現状値」が「策定時値」と変化がない場合
	×	「現状値」が「策定時値」より後退した場合

※策定時において、「県政世論調査」による目標値を設定した項目について、同調査の実施ができなかったことから、平成25年度県民健康・栄養調査の調査結果による評価を行った。

(2) 代表指標の達成度結果

目標	目標名	策定時値 (H21)	現状値		目標値 (H26)	達成度
			(H25)	出典		
1 食育への理解促進	①「食育」の言葉も意味も知っている者の割合	55.1%	59.0%	平成25年度県民健康・栄養調査	90%以上	○
	②「食育」に関心がある者の割合	77.9%	76.9%	平成25年度県民健康・栄養調査	85%以上	△
2 栄養バランスが取れた食生活の確立	①食事バランスガイドの理解者の割合	23.5%	36.6%	平成25年度県民健康・栄養調査	30%以上	◎
	②栄養バランスが取れた食生活の実践者の割合	63.4%	58.7%	平成25年度県民健康・栄養調査	70%以上	×

3 望ましい食習慣の確立	①朝食を食べる児童生徒の割合（公立幼・小・中・高・特別支援学校）	95.4%	97.2%	平成 25 年度朝食について見直そう週間運動調査	96%以上	◎
	②朝食を食べる者の割合（20歳代）	71.8%	52.0%	平成 25 年度県民健康・栄養調査	80%以上	×
4 食や農に関する体験交流と地産地消の推進	①食や農に関する体験・活動への県民の参加割合	7.2%	8.8%	平成 25 年度県民健康・栄養調査	15%以上	○
	②学校給食における地場産物活用割合（学校給食を実施している公立幼・小・中・高・特別支援学校）	34.7%	19.1%	平成 25 年度学校給食における地場産物活用状況調査	40%以上	×
5 市町村食育推進計画作成の促進	①食育推進計画を作成している市町村の割合（中核市を含む）	33.9%	67.8%	平成 25 年度市町村食育推進計画作成調査	55%以上	◎

※ 1-②については数値が策定時値より下がっているが、1%と僅差であり、「変化なし」と整理した。

(3) 代表指標の達成度結果と考えられる主な要因

◎：「現状値」が「目標値」を達成した

【該当項目】

- 2-①「食事バランスガイドの理解者の割合」
- 3-①「朝食を食べる児童生徒の割合（公立幼・小・中・高・特別支援学校）」
- 5-①「食育推進計画を作成している市町村の割合（中核市を含む）」

【主な要因】

福島県版の「食事バランスビンゴカード」の作成と普及啓発、福島県内学校における「朝食を見直そう週間運動」や小学生を対象とした「朝ごはんコンテスト」等の実施、市町村を対象とした計画作成支援研修会や巡回指導の実施等、目標達成に向けた事業展開が明確に実施できたことなどにより、一定の成果が得られたものと推測される。

○：「目標値」は達成しないが、「策定時値」より前進した

【該当項目】

- 1－① 「食育」の言葉も意味も知っている者の割合」
- 4－① 「食や農に関する体験・活動への県民の参加割合」

【主な要因】

「食育」の普及啓発事業の実施や学校・地域における農業体験事業の実施など目標達成に向けた事業展開により、「策定時値」より数値が改善したと考えられるが、東日本大震災後の放射性物質の影響不安等により、「食や農に関する体験・活動への県民の参加割合」が目標値に達しなかったと推測される。

△：「現状値」が「策定時値」と変化がない

【該当項目】

- 1－② 「食育」に関心がある者の割合」

【主な要因】

東日本大震災等による放射性物質の影響不安により、食品の安全性についての関心は高まったが、栄養バランスの取れた食生活などへの関心は高まらなかったと推測される。

×：「現状値」が「策定時値」より後退した

【該当項目】

- 2－② 「栄養バランスが取れた食生活の実践者の割合」
- 3－② 「朝食を食べる者の割合（20歳代）」
- 4－② 「学校給食における地場産物活用割合（学校給食を実施している公立幼・小・中・高・特別支援学校）」

【主な要因】

東日本大震災の影響等により、計画期間における目標達成に向けた取組が持続されなかったことや放射性物質の影響不安等から県産食材を買い控えされたこと等が、栄養バランスの取れた食生活の実践者の割合の減少や学校給食における地場産物活用割合の減少等につながったと推測される。

2 基本的施策の取組状況の評価について

(1) 家庭と地域における食育の推進

(生活環境部・保健福祉部・農林水産部)

【取組評価】

- 「未来（ゆめ）づくり食育推進事業」や「市町村母子保健事業指導事業」等を実施して、「市町村食育推進計画」の作成や市町村母子保健事業に対する指導・助言等を通して、家庭・地域における食育の推進を図りました。
- 「消費者生活取引適正化事業」や「食品の製造・販売施設の監視指導」により、食品製造関係事業者等を対象として調査、監視及び指導を行うとともに、「食品衛生講習会」を開催し、消費者や食品関係事業者に対して、適正表示等の普及啓発を図ることにより、食育の普及・啓発に寄与しました。

【今後の課題について】

食育は、まず家庭において取り組まれるべきものです。特に、子どもにとっては、家族一緒に食卓を囲むことが生涯にわたる食育のスタートであり、基本的な作法を身に付けたり、食に対する感謝の心を育てるとともに、食卓で交わされるコミュニケーションは豊かな人間形成の基礎となるものです。

また、食育の基本が家庭にあることはもちろんですが、それに加えて、学校給食等を通じた取組み、また、地域における農林漁業の体験や伝統的な食文化等の継承活動など、様々な機会を利用して、地域ぐるみで食育に取り組むことが大切です。

そのため、「家族一緒に食卓」を通して、また、様々な体験交流を通して地域ぐるみで食育を推進していきます。

(2) 学校、保育所等における食育の推進

(保健福祉部・農林水産部・教育庁)

【取組評価】

- 「朝食について見直そう週間運動」の実施を通して、朝食を摂取することの意識付けを計画的に継続して取り組んだことにより、朝食摂取率が向上しました。
- 「わたしが作る朝ごはんコンテスト」、「福島県食育推進実践校表彰」、「高校生のための栄養教室」等の取組を通して、子どもたちに望ましい食習慣の形成を図りました。
- 保育所・幼稚園の食育担当者及び食育推進コーディネーターや栄養教諭等を対象とした指導者育成研修会などを通して、指導体制の整備と指導の充実、食育の普及啓発と子どもの健康増進を図りました。
- 学校において稲作を体験する「田んぼの学校」を実施し、農業者等を食農サポーターとして学校に派遣するなど、豊かな人間性を育む食育体験を実施しました。

【今後の課題について】

子どもたちが健全な食生活を身に付けることは、健康な体を作り、豊かな心を育む基礎となるものです。

そのためには、子どもたち一人一人が望ましい食習慣を身に付けるとともに、食品や食事に関する正しい知識と適切な判断力を身に付け、日常生活で実践できることを目指して、子どもたちの発育・発達段階に応じた食に関する指導の充実を図っていきます。また、食育を保育及び教育活動全体で推進するとともに、家庭や地域の連携の下、朝食を摂取することの良さを理解させ、1日3回の食事摂取を身に付けることによって規則正しい生活のリズムを形成させ、子どもたち一人一人が、望ましい食生活を実践していく力（食べる力）を育むことをめざした食育を推進していきます。

(3) 県民運動としての食育の推進

(生活環境部・保健福祉部・農林水産部)

【取組評価】

- 「食育月間」、「食育の日」の普及啓発、「青少年健全育成県民総ぐるみ運動」を通して、県全体で食育推進運動を展開しました。
- 県民の安全で豊かな食生活を実現するため、県産農林水産物の旬の情報等に加え、モニタリングや県産米の全量全袋検査などを実施し、その取組や結果をホームページ「ふくしま新発売。」等で広報するなど、食に関する理解を促進しました。
- 「ふくしまのおいしい『食』で元気になろう食育プロジェクト」では、「福島県食育応援企業団」を設置するとともに、会津大学短期大学部と連携し「福島県統一食育推進普及啓発媒体」を開発する等、産学官連携を活用しながら県民運動としての食育推進活動の活性化を図りました。

【今後の課題について】

健全な食生活の実践は、すべての県民に求められるものです。

そのため、食育推進の取組は、市町村を始め、関係団体や様々なボランティア、NPO等はもちろんのこと、広く県民一人一人の自主的な参加による全県的な広がりを持った県民運動として取り組んでいくことが求められているため、産学官連携も活用しながら、地域一体となって県民総参加の食育推進運動を進めていきます。

(4) 食と農との連携や食文化の継承を通じた食育の推進 (農林水産部・保健福祉部・商工労働部)

【取組評価】

- 生産者や直売組織が主催する交流会などを通じて生産者と消費者の交流を促進するとともに、グリーンツーリズムを推進し都市と農村の交流の活性化を図りました。

- 地域の農林水産物を利用した商品の開発や「がんばろう ふくしま！応援店」の拡大などを図り、地域資源の活用と地産地消を促進しました。
- 望ましい食生活や感謝の心・郷土愛を育むため、「『いただきます。ふくしまさん』事業」や「学校給食おいしい県産農林水産物活用事業」等の実施を通して、県産農林水産物等の活用を支援しました。

【今後の課題について】

本県は、全国でも有数の農林水産物の生産県です。

これらの豊かな農林水産資源を生かし、生産、出荷、流通、販売、調理など様々な食に関する体験や交流を通して、それぞれの地域に伝わる伝統的な食文化を次世代に継承していくことが求められており、ふくしまの食と農の理解促進や食文化の継承を通じた食育を推進していく必要があります。

そのため、食や農に関するイベントの開催及び参加誘導や学校給食への県産農林水産物等の活用推進等を通じて、福島県のおいしい食材と食べ物の旬を学び、食べる力、郷土愛や生産する人々への感謝の心を育み、地産地消を推進するとともに、県産農林水産物を生鮮食品として消費するだけでなく、地元の農家や食品加工業者などが連携し加工・販売等を新たに展開する地域産業の6次化を進め、さらなる消費拡大を推進します。

(5) 食の安全・安心と環境との共生を重視した食育の推進（生活環境部・保健福祉部・農林水産部）

【取組評価】

- 県産農林水産物の安全性を確保するためのGAP（農業生産工程管理）や農薬適正使用、食品表示適正化の推進などに取り組み、県民に対し食品の安全性などの情報提供と理解の促進を図りました。
- 特別栽培や有機栽培など環境と共生する農業を推進するとともに、これらの取組をPRし理解の促進を図りました。
- 原子力災害の影響により県産食品に対する信頼回復が喫緊の課題となったことから、食品中の放射性物質検査を実施するとともに、米の全量全袋検査など産地の取組を支援し、放射性物質対策を含めた農林水産物・加工食品の安全を確保しました。また、これらの取組についての的確な情報提供に努めるとともに、「食の安全・安心推進事業」、「ふくしま食の安全・安心推進懇談会」等を実施して、リスクコミュニケーションの充実を図りました。

【今後の課題について】

これまでに、県産農産物への農薬の誤使用や残留農薬の基準値超過、製造・加工された食品への異物混入や規格基準違反、食品販売店における不適正表示、さらには、飲食店等における食中毒事件など、食に対する不安をもたらす事故が相次いで発生しているため、県産農林水産物や加工食品の生産・加工段階から流通・販売段階に至るすべての工程において、監視・指導を強化していく必要があります。

また、環境と共生する農業の推進については、原子力災害や津波の被害等により、取組が減少したため、その回復を図る必要があります。

更に、平成23年3月に発生した原子力災害の影響により、県産農林水産物や加工食品から基準値を超過した放射性物質が検出されていることから、農林水産物の放射性物質検査を確実に実施し、迅速に情報提供することにより、ふくしまの食の安全・安心を確保していく必要があります。

引き続き、県民自らが、正しい知識を身につけ、自らの食を選択できるようこれらの食の安全・安心や環境と共生する農業など、幅広い情報の提供に努めるとともに、今後は、東日本大震災の被災県として、災害等に備え、市町村等における食料備蓄体制整備を推進し、県民一人一人が日頃から災害発生時の対応方法等の知識と実践力を身に付けることができるよう、普及啓発に努める必要があります。

